

岩手県告示第 281 号

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を次のとおり完了する。

平成 20 年 4 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共下水道の名称 一関市特定環境保全公共下水道
- 2 工事の区域 一関市川崎町薄衣字如来地 12 番 10、26 番 3、35 番 1、35 番 2、37 番、43 番 2、43 番 4、43 番 5、45 番 3、48 番 4、48 番 5、48 番 7、51 番 3 及び 57 番 4 地先
- 3 工事の内容 終末処理場（汚泥脱水設備）の設置
- 4 工事の完了の日 平成 20 年 4 月 1 日